公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２０９号
広島市佐伯区千同２丁目２番32―604号
債務者　河中由加里
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１４号
広島市西区南観音６丁目15番５―502号
債務者　渡邊　理沙（旧姓下畑）
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１７号
広島市安佐南区上安５丁目３番４―502号
債務者　堤　ゆう子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２４号
広島市西区草津新町２丁目22番27―301号
債務者　土屋　暢子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３０２号
福岡市東区和白６丁目16番16号
債務者　高橋　友希
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４０２号
福岡市中央区港１丁目８―10ピュアドームグラシアス大手門902
債務者　伊藤　達也
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原1941番地１第二吉原ビル302号
債務者　松本　由布（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３５６号
福岡市博多区金の隈３丁目１番51―506号
債務者　津留崎美佐子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３８８号
福岡市中央区高砂１丁目22―６―905
債務者　石田　斉友
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４２９号
福岡市南区塩原３丁目17番５―603号
債務者　平田　誠哉
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４５６号
福岡市博多区板付３丁目22番502号
債務者　野口　好子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４６８号
福岡県太宰府市吉松２丁目７番７号ロータスコートＳ112号
債務者　藤本　義民
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４７４号
福岡県朝倉市牛木72番地１　サンパティークＫＡＺＵ―Ｂ103号
債務者　藤田恵里子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４７７号
福岡県古賀市今の庄１丁目16番９号
債務者　木村亜希子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４９５号
福岡県糟屋郡新宮町三代832―７ニューサンコーポ103号
債務者　門田　泰典
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５０６号
福岡市城南区樋井川２丁目１番61号
債務者　堤　　勝海
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５４９号
福岡市南区清水２丁目20番５―1206号
債務者　岡平　輝子
1　決定年月日時　平成23年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部